

令和7年度から

たいじょうほうしん

带状疱疹ワクチン定期接種を開始します

接種期間 各年度4月～3月

- 带状疱疹は、痛みを伴う皮膚の病気です。
- 皮膚の症状が治った後も、合併症の一つとして痛みが続くことがあり、日常生活に支障をきたす場合もあります。
- この予防接種では、带状疱疹や合併症に対する予防効果が認められています。

定期接種の機会は1度限りです。

ご自身の対象年度を逃すと定期接種は受けられなくなりますのでご注意ください。

令和7年度に対象となる方

- 年度中に ● 65、70、75、80、85、90、95、100、101歳以上になる方
○ 60から64歳で、免疫機能障害により障害者等級1級の方

令和8年度から11年度に対象となる方

- その年度中に ● 65、70、75、80、85、90、95、100になる方
○ 60から64歳で、免疫機能障害により障害者等級1級の方

令和12年度以降に対象となる方 注意：66歳以上の方の接種機会はなくなります。

- 65になった方
○ 60から64歳で、免疫機能障害により障害者等級1級の方

上記の ● の方には各年度の4月上旬に接種案内を送付します。



ワクチンの種類	接種回数	自己負担額
生ワクチン	1回	2,500円×1回
組換えワクチン	2回	2,500円×2回

組換えワクチンは2カ月の間隔を置いて2回接種するため、1回目は1月末までに接種してください。

令和7年度に限り

66歳以上で定期接種の対象にならない方に新宮市独自の補助があります。

ワクチンの種類	接種回数	自己負担額
組換えワクチンのみ	2回	12,000円程度×2回



注意：新宮市独自の補助を受けた場合、その後ご自身の対象年度になっても定期接種を受けることはできません。全額自己負担となります。（生ワクチン9,000円程度×1回、組換えワクチン22,000円程度×2回）

【お問い合わせ先】新宮市役所 地域保健課 地域保健係（平日 8：30～17：15）

電話：0735-22-5070 FAX：0735-22-5080

ご不明な点がございましたら、お気軽にお問い合わせください。

接種の対象年度

★：定期接種対象（個別通知あり）
☆：市独自補助対象（個別通知なし）

対象者は年度によって異なるため、接種の機会を逃さないようにご注意ください。

※66歳以上の方が定期接種の対象になるのは、令和11年度までの5年間に限ります。

令和7年度の 到達年齢	生年月日		令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
65歳	昭和35年4月2日	～	昭和36年4月1日	★			
66歳	昭和34年4月2日	～	昭和35年4月1日	☆			★
67歳	昭和33年4月2日	～	昭和34年4月1日	☆		★	
68歳	昭和32年4月2日	～	昭和33年4月1日	☆	★		
69歳	昭和31年4月2日	～	昭和32年4月1日	☆	★		
70歳	昭和30年4月2日	～	昭和31年4月1日	★			
71歳	昭和29年4月2日	～	昭和30年4月1日	☆			★
72歳	昭和28年4月2日	～	昭和29年4月1日	☆		★	
73歳	昭和27年4月2日	～	昭和28年4月1日	☆	★		
74歳	昭和26年4月2日	～	昭和27年4月1日	☆	★		
75歳	昭和25年4月2日	～	昭和26年4月1日	★			
76歳	昭和24年4月2日	～	昭和25年4月1日	☆			★
77歳	昭和23年4月2日	～	昭和24年4月1日	☆		★	
78歳	昭和22年4月2日	～	昭和23年4月1日	☆	★		
79歳	昭和21年4月2日	～	昭和22年4月1日	☆	★		
80歳	昭和20年4月2日	～	昭和21年4月1日	★			
81歳	昭和19年4月2日	～	昭和20年4月1日	☆			★
82歳	昭和18年4月2日	～	昭和19年4月1日	☆		★	
83歳	昭和17年4月2日	～	昭和18年4月1日	☆	★		
84歳	昭和16年4月2日	～	昭和17年4月1日	☆	★		
85歳	昭和15年4月2日	～	昭和16年4月1日	★			
86歳	昭和14年4月2日	～	昭和15年4月1日	☆			★
87歳	昭和13年4月2日	～	昭和14年4月1日	☆		★	
88歳	昭和12年4月2日	～	昭和13年4月1日	☆	★		
89歳	昭和11年4月2日	～	昭和12年4月1日	☆	★		
90歳	昭和10年4月2日	～	昭和11年4月1日	★			
91歳	昭和9年4月2日	～	昭和10年4月1日	☆			★
92歳	昭和8年4月2日	～	昭和9年4月1日	☆		★	
93歳	昭和7年4月2日	～	昭和8年4月1日	☆	★		
94歳	昭和6年4月2日	～	昭和7年4月1日	☆	★		
95歳	昭和5年4月2日	～	昭和6年4月1日	★			
96歳	昭和4年4月2日	～	昭和5年4月1日	☆			★
97歳	昭和3年4月2日	～	昭和4年4月1日	☆		★	
98歳	昭和2年4月2日	～	昭和3年4月1日	☆	★		
99歳	大正15年4月2日	～	昭和2年4月1日	☆	★		
100歳	大正14年4月2日	～	大正15年4月1日	★			
101歳以上	大正14年4月1日以前の方		★				

予防接種健康被害救済制度

予防接種は、感染症を予防するために重要なものですが、健康被害（病気になったり障害が残ったりすること）が起こることがあります。極めてまれではあるものの、副反応による健康被害をなくすることはできないことから、救済制度が設けられています。

区分	利用できる制度	請求先
定期接種	予防接種健康被害救済制度	新宮市
新宮市独自の補助・その他の任意接種	医薬品副作用被害救済制度	（独）医薬品医療機器総合機構